

(1) 学校・病院・行政機関の庁舎等

2019年7月から敷地内禁煙です

**2020年4月1日からは
敷地内全面禁煙です**

- ▶ 屋内は完全禁煙です。
(喫煙設備を設けることはできません。)
- ▶ 敷地内(屋外含む)に喫煙設備を
設けないよう努めて下さい。

【対象施設】

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども、患者、妊婦が主に利用する施設です。

(学校、児童福祉施設、幼稚園、保育所、大学、病院、診療所、助産所、施術所、薬局、行政機関の庁舎 等)

<例外措置>

主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設や特別な事情がある場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所を設置することも可能です。

学校、病院、行政機関の庁舎等の
管理者のみなさんへ



喫煙禁止場所の
灰皿等設置禁止

喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置しない
下さい。



違反者への
注意

喫煙禁止場所において、喫煙をしている人や喫煙をしようとしている人がいれば、喫煙の中止又は退出を求めて下さい。

◇改正法、条例に違反すると、罰則の対象となることもあります。



望まない受動喫煙をなくしましょう

2018年7月

「健康増進法」が改正されました。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となります。



さらに、府民のみなさんの
健康で快適な生活を実現するため

大阪府受動喫煙防止条例

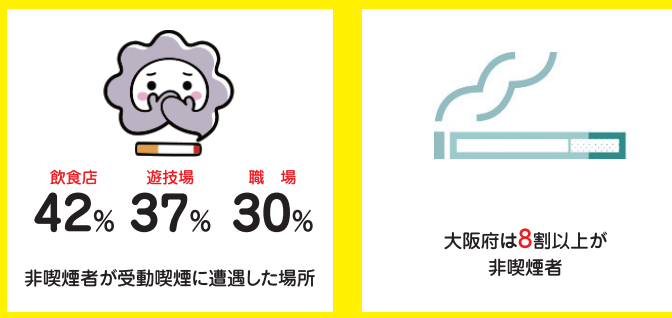
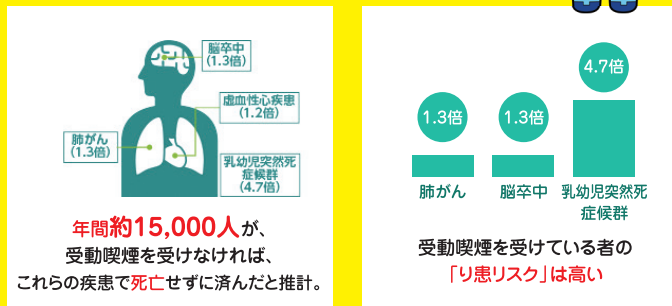
を制定(2019年3月)

全国に先駆けた対策を進めます

- ・学校、病院、行政機関の庁舎等は敷地内全面禁煙
- ・事業所や飲食店等は原則屋内禁煙
(経過措置として喫煙できる飲食店を限定)



<受動喫煙による健康影響データ>



府民のみなさんは、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、周りの人たちに望まない受動喫煙を生じさせないよう努めて下さい。

受動喫煙防止対策スタート!!

たばこのルール!
できました。



©2014 大阪府もずやん

<p>学校・病院 学校・児童福祉施設、病院・診療所、 行政機関の庁舎等</p>	<p>2019年7月～ 2020年4月～</p>	<p>敷地内禁煙 敷地内全面禁煙</p>
<p>オフィス・事業所など 事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送 事業船舶 鉄道 その他全ての施設</p>	<p>2020年4月～</p>	<p>原則屋内禁煙 (専用の喫煙室でのみ喫煙可)</p>
<p>飲食店</p>	<p>2020年4月～</p>	<p>原則屋内禁煙 (専用の喫煙室でのみ喫煙可)</p>

大阪は全国トップクラスの
受動喫煙防止対策を進めていきます